

各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

平成18年8月11日付け当会議開催通知において、インフルエンザワクチン(以下「ワクチン」という。)接種シーズン前における各都道府県(以下「県」という。)の供給体制に対する考え方を8月25日までに、御回答いただいた。

その回答を一覧にして、別紙にまとめたので、他県の取り組みも供給体制づくりの参考にされたい。また、以下にその概要をまとめた。

1. 県担当課の役割について

インフルエンザワクチンの需要状況把握、医療機関や卸売販売業との連絡調整、予防接種法関連に担当が分けられているところが多いが、委員会や各課が連携をして、対応することが必要である。

2. 保健所の役割について

住民に対する情報提供を行うところが多く見受けられる。県や医療機関等との連絡を十分行い、普及啓発を行う必要がある。

3. インフルエンザ対策委員会の設置について

ほとんどの県において、委員会を設置又は検討中(既存のもので対応する場合も含む)であった。

4. シーズン前の対応について、都道府県としての考え方

① 医療機関等の注文量について

- | | |
|-------------|------|
| ・ 協力要請の通知 | 34 県 |
| ・ 調査の実施、予定 | 6 県 |
| ・ 医療機関等への指導 | 2 県 |
| ・ その他 | 5 県 |

② 医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について

- ・ 在庫調査の実施、予定 45 県
- ・ 情報の公開 3 県
- ・ 協力要請及び調整を図る 2 県

③ 返品という商習慣の改善について

- ・ 大量注文の場合は分割納入とする。
- ・ ある程度の在庫を抱えざるを得ないが、大量の在庫を抱え返品となれば、好ましいことではないと考える。
- ・ 返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう協力を求める。
- ・ 関係団体に改善要請を行う。
- ・ 根本的に返品を認めないシステムを考えるべき。
- ・ 品質の面から原則認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない。

④ 高齢者の予防接種対象に対する接種勧奨期限について

- ・ 12月まで 26 県
- ・ 1月まで 2 県
- ・ 流行期間中は、接種勧奨期間とする。 4 県
- ・ その他 15 県

⑤ ワクチン不足の場合の対応について

- ・ 関係団体・医療機関の在庫状況を基に医薬品卸業組合に対し融通を依頼する。
- ・ 医療機関の在庫状況の情報を提供し、調整する。
- ・ 卸売販売業者、医療機関に融通要請をした後、困難な場合は厚生労働省に融通要請を行う。
- ・ 県で行った調査情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。
- ・ 混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整
- ・ 製造メーカーの生産体制を強化することが効果的な方策。

⑥ 住民への周知方法について

- ・ 接種可能な医療機関について調査しホームページで公開する。
- ・ 法定予防接種については各市町村が各々個別に通知する。
- ・ 広報誌やリーフレットなどにより周知する。
- ・ 相談窓口を設置する。

⑦ その他新たな対応について

- ・ 多量にワクチンを返品した医療機関の公表や融通ワクチンの配布方法について検討する。

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			接種所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方						その他 新たな対応について
	業務	感染対策	医療			医療機関等の注文書について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	商品および商標等の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種勧奨期間について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
北海道	インフルエンザワクチンの安定供給対策に係る対応全般。			医療機関からの定期報告・集計及び緊急調査接種可能情報提供等の対応。	現、既存のインフルエンザワクチン安定供給連絡会議(関係団体の医師会、卸売業者、卸売業者)で対応するため。	適正な発注・供給を行うよう、関係団体に及び医療機関に文書で協力を要請した。	医療機関、卸売販売業者に対し緊急報告を行う。	医療機関、卸売販売業者に対し、改善を促すよう文書で要請した。	市町村に対し文書で依頼する。	市内の融通及び予約解消等について、医療機関及び卸売販売業者に協力を要請し、そのうえでなお、供給不足が明らかになった場合には、関係機関・団体の意見を踏まえたうえで融通調整ワクチンの供給を要請する。	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
青森県	医薬品卸売業者との連絡調整	インフルエンザ予防及び予防接種の必要性について県民に対して周知、医療機関からワクチン供給に係る情報収集等		住民に対する情報提供	有	医薬品卸売業者を通じて各卸売業者の受注状況を確認することとしている。	必要に応じて、随時調査することとしている。	昨年と同様、医療機関及び卸売業者に対し、商品しないよう依頼することとしている。	各市町村に対して、12月末まで実施するよう依頼する予定。	各医療機関及び卸売業者の在庫状況を医薬品卸売業者を通じて確認することとしている。	接種可能な医療機関について調査し、ホームページで公開する。	
岩手県	医薬品卸売業者を通じて、ワクチン、治療薬、検査キットの在庫状況の調査及び融通の場合の協力依頼	インフルエンザ対策連絡会議の開催、予防接種可能医療機関の周知、医療機関の在庫状況調査及び不足医療機関への融通調整		予防接種可能医療機関の確保、接種率の向上、接種率向上のための広報活動	既存のインフルエンザ対策会議で対応(例年 10月に開催)	適正な注文とならないよう医療機関を指導している。	医薬品卸売業者の在庫状況及び医療機関への供給状況の調査を実施している。	任意接種の対象者の把握が困難な状況では、ある程度の在庫を抱えることを希望し、大量の在庫を抱えることとは、許さないことではないと考え、(医薬品卸売業者の協力により)商品がないよう調整しているが、不足する場合は、時期を押し出すよう医療機関等を指導している。	実行のピーク前に予防接種を完了するよう勧奨する必要があると考えられている。	医薬品卸売業者の協力で全県の調査を行っているが、医療機関から在庫不足の調査依頼があった場合は、医療機関の在庫状況の情報を提供し、調整する必要があると考える。	県のホームページにおいて医療情報ネットワークに接種可能医療機関名を掲載する。また、法定接種については各市町村が各々個別に通知するほか、広報誌やホームページなどにより接種可能医療機関名を周知する。	
宮城県	・卸売販売業者に対するワクチン在庫状況調査 ・ワクチン不足時の融通調整 ・薬剤師会及び卸売販売業者との連絡調整	・インフルエンザ対策連絡会議の開催 ・ワクチン安定供給対策会議の開催 ・予防接種可能医療機関の把握と情報提供		・予防接種可能医療機関のワクチン在庫等の調査取りまとめ ・県民相談窓口	既存のインフルエンザ対策会議で対応、10月上旬に開催予定	国からの通知を関係者に周知するとともに、インフルエンザワクチン対策会議において適正な発注・供給を行うよう要請する。	各関係機関の協力の下、医療機関及び卸売販売業者の在庫調査を定期的に行う。	国からの通知を関係者に周知した。また、インフルエンザ対策会議において関係機関に改善協力を要請するとともに、医療機関等に分別発注、分別納入を行うよう通知する。	インフルエンザの流行前の12月までの接種が望ましい旨市町村に周知する。	10月の対策会議にて検討される予定であるが、昨年同様地域別のワクチンが不足した場合は、医薬品卸売業者と市医師会の協力の下、ワクチンの融通を図る。全県的な不足が生じた場合は、国に融通調整を依頼し、融通されたワクチンについては、県医師会の協力の下、医療機関に分配する予定。	定期的な在庫調査を行い、予防接種可能医療機関をホームページに掲載する。それにより、医療機関、関係所及び市町村において予防接種対象者へ周知する。	
秋田県	・ワクチン不足時の卸売販売業者に対するワクチン在庫状況の調査 ・ワクチン不足時の卸売販売業者に対するワクチン融通調整 ・血液対策課への融通調整	・安定供給対策会議の開催 ・接種医療機関の把握 ・接種医療機関の広報(HP) ・ワクチン不足時の医療機関等に対するワクチン融通調整 ・血液対策課への融通調整		・ワクチン接種医療機関の調査、情報提供等		初回注文量が前年の使用実績を上回らないこと、初回注文量を含めた全注文量が前年の使用実績を3割以上上回ることをよう協力要請する。	医療機関において、電話、FAX等により在庫等調査を行う。	医療機関等に商品できないだけ発注、商品と別れた注文及び在庫管理をしないよう協力を求める。	市町村に対し、高齢者等の定期予防接種を12月末まで行うことについて広報の徹底を図るよう指導する。	・地域的にワクチンが不足した場合は、卸売販売業者で備蓄しているワクチンを融通する。 ・在庫等調査を実施し、余裕のある地域から不足している地域に融通する。	ホームページ、市町村広報等を活用し周知を図る。	
山形県	・卸売販売業者に対する調査の実施 ・卸売販売業者・厚生労働省に対する融通調整	・インフルエンザ対策連絡会議の開催 ・予防接種に関する広報を市町村へ依頼 ・接種可能な医療機関のホームページ掲載 ・医療機関への融通調整		・医療機関の在庫状況等の把握 ・県民からの問い合わせへの対応	インフルエンザ対策連絡会議をシーズン前に開催予定。	初回注文量が前年実績を上回ることはないよう、在庫量を調整した通知注文とするよう県医師会、卸売業者、県医師会、医療機関に対し通知。	卸売販売業者の在庫等調査を行う。 ・各関係者と各都市地区医師会が連携を図り、医療機関の在庫等調査を行う	大量注文の場合は分別納入に協力するよう県医師会、卸売業者、県医師会、医療機関に対し通知。	高齢者等の予防接種期間は各市町村の判断で実施するが、高齢者以外を含めて接種希望する場合は12月までに接種を済ませよう全市町村に広報依頼する。	卸売販売業者・医療機関の在庫等の調査から確認された場合は、卸売販売業者・医療機関に融通調整を行う。 ・県内の融通が行えない場合は、厚生労働省に融通調整を行う。	医療機関に対し接種可能かどうかを周知するよう求め、状況をホームページに掲載する。	
福島県	県内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調査			各接種所管内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調査	インフルエンザワクチン等安定供給対策会議の開催(9/22) ・参事会 行政(各接種所、衛生研究所等)、医師会、薬剤師会、薬師会、医薬品卸売業者等	初回注文時には前年実績を上回らないよう文書にて依頼。	シーズン前に在庫状況調査を実施予定(9/月頃) ワクチン不足等の状況によっては、定期的に変更する。	在庫を抱えることにより、適正な流通の妨げとなることから、関係団体に商品と別れた注文等は行わないよう要請。 なお、昨シーズンは、終盤になって大量の商品が医療機関に届かなかったため、医師会等を通じて、適正な流通に努めるよう要請。	インフルエンザ実施要領に基づき、12月としている。	ワクチン不足等が発生した場合、定期的に在庫調査を行い、結果をホームページ等で公開。 調査が必要な場合は医師会等関係機関と連携をとり対応。	在庫調査に基づき、各接種所ごとに接種可能な医療機関をホームページ等を利用して情報提供。	
茨城県	ワクチン確保状況に係る調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請		供給不足時の接種可能医療機関の把握及び県民相談窓口	有	昨年度の実績までとするよう、関係機関で協力要請通知済。	卸売販売業者等の在庫の定期調査を実施予定。	関係機関に改善協力要請通知済。	市町村に12月までの実施計画作成を依頼予定。	地域的な在庫不足の場合は県内卸売販売業者間での融通調整を対応しているが、全県的な不足の場合は国庫留分の融通調整を行う。	各接種所を通じて住民への情報提供を行う。	
栃木県	ワクチン供給に係る調査、情報収集・提供	市町村及び住民への情報提供 ・接種率向上		医療機関における保管管理の指導	接種率向上	医療機関、卸売販売業者に対して、注文量が前年の使用実績を上回らないよう通知する。	県内の医療機関(約100施設)と卸売販売業者における定期調査を実施する。	分別納入への協力などに関する通知(県、医師会、卸売販売業者団体)の改善を呼びかける。	ワクチンの十分な供給が行える11月を目安に接種されるよう広報等の依頼を市町村等に対し行う	医療機関に在庫のあるワクチンを融通することは、品質の責任という観点から望まれないと考える。 ワクチン不足については、県で行った調査の情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。	関連	
群馬県	卸売販売業者の在庫等の調査 インフルエンザワクチンの安定供給	・インフルエンザ対策委員会の設置 ・法に基づく高齢者等の予防接種に関すること		管内医療機関の在庫等調査 ・接種可能な医療機関についての住民への情報提供	設置予定 10月	卸売販売業者、医師会に対して、適正な発注をしないよう協力要請した。	卸売販売業者の在庫等については、定期的に調査を実施し、不足傾向がみられた場合には、医師会の協力を得て、全医療機関の在庫等の調査も実施する。	改善するよう関係者に協力要請しているが、多少の商品はやむを得ないと考えている。	流行前に接種が終了するよう、市町村へ依頼する。	接種可能な医療機関を把握して、住民への周知を図る。また、卸売販売業者を介した医療機関間の融通を要請する。	市町村に対して、混乱が起きないように広報誌を通じて周知する。	
埼玉県	・インフルエンザワクチン安定供給対策連絡会議の開催 ・卸売業者の指導	・インフルエンザワクチン安定供給対策会議の開催 ・医療機関及び市町村の指導		住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供	有 (10月1日開催)	国の通知を受け指導するが、すべての医療機関が必要量を注文することは、一部のワクチン不足を招く恐れがあることから、慎重な対応をしていきたい。	医療機関については、市町村が定期及び緊急時の調査を行う。 医薬品卸売販売業者は、業務量が定期及び緊急時の調査を行う。	国の通知を受け指導するが、商品不足を認めないというシステムにすべきであると考えている。	予防接種を効果的な時期に接種させるためには、やむを得ない。	ワクチン不足が生じた場合、医療機関間の融通は困難である。 不足した時点で、医療機関及び卸売業者の緊急調査を行い、不足分を調査した後、国の確保分の提供をお願いする。	住民に対しては、ワクチン接種にかかる情報提供を、市町村及び保健所が行うこととなっている。	
千葉県	・(既存)インフルエンザワクチンの安定供給に関する連絡会議の事務局 ・県内の予約量、在庫量の取りまとめ ・卸売業者を通じて、卸売業者の在庫等の調査等	・予防接種法に基づく接種可能医療機関の把握		管轄地区の医療機関に対する予約・在庫量の調査(予定)	有	県医師会、県民病院協会、全国自治体病院協会千葉県支部を通じて、初回注文は前年の使用実績を上回らないよう各委員への理解を求めた。	県医師会、県民病院協会、全国自治体病院協会千葉県支部を通じて、初回注文は前年の使用実績を上回らないよう各委員への理解を求めた。 また、厚生労働省からの緊急調査に理解を求めるとともに、県医師会及び卸売販売業者の在庫数について、組合員に分別納入を行うよう理解を要請する。	県の通知を受け指導するが、商品不足を認めないというシステムにすべきであると考えている。	各市町村長あてに平成18年6月30日付けの厚生労働省関係局長からの文書を通じ、希望者が12月中旬までに接種できるような計画を作成するよう求めた。	県医師会及び県医師会卸売業者の協力のもと、供給に余裕のある地域に在庫ワクチンの融通調整を行う。	保健所から管内の接種希望者へ情報提供を行う。	
東京都	医薬品卸売業者との調整	病院でのワクチン在庫調査、区市町村との調整、都民への周知		診療所等との実質的な調査、調査	有 (10月上旬予定)	適正な発注を行うべきである	定期的な在庫状況の報告を求めたい	品量の確保が困難であると認められる場合は、多少はやむを得ない	流行前中は、接種勧奨期間とする	混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整	特別区に依頼する	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当の役割について			接種所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方							その他 新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	商品と同等価格の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種動向調査について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について		
神奈川県	インフルエンザワクチンの流通に関すること。		インフルエンザの予防対策、予防接種法のインフルエンザ予防接種に関すること。	インフルエンザの予防対策に関する普及啓発、情報提供等。	インフルエンザ対策に係る関係者打合せを開催し、状況に応じた対応を協議する予定。(9月開催予定)	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸売協会等に対して、適正な数量の注文等の協力要請を依頼済み。	医療機関等に対しては、調査対象医薬品卸売業者に対する調査は、ワクチン不足の状況に応じて、実施を検討する。また、市町村に対しては定期的な接種実施医療機関のワクチン在庫有無についての把握調査を依頼予定。	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸売協会等に対して、注文及び在庫管理にあたって商品が生じないよう、依頼済みであるが、商品可能な商標等は、市場取引により行われていないため、実効性に乏しいと懸念がある。	高齢者等の予防接種の動向調査については、定期的に実施したい旨、市町村へ依頼済み。	ワクチン不足等の状況に応じた医療機関、卸売業者等に対する在庫状況の調査、及びワクチンの地域間融通については、各関係者と調整、連携しながら検討を進める。 ・接種希望者に対しては、県保健福祉事務所等での情報提供も検討していく。 ・ワクチンが不足した場合に予防接種法に基づき高齢者の予防接種を優先したいと考えている。	左記、定期的な予防接種実施医療機関のワクチン在庫有無調査結果に基づき、保健福祉事務所、市町村等から県民へ情報提供する方向で今後検討予定。		
新潟県	・インフルエンザワクチンの供給状況の把握 ・全県的なワクチン不足時には、速やかに国に対して融通用ワクチンの供給を要請	・インフルエンザ予防接種の早期接種勧奨 ・当該ワクチンが鳥インフルエンザ、新型インフルエンザへの予防効果も期待できない旨の正しい知識を周知		住民相談、情報提供	有(必要に応じて開催する予定)	県、県医師会、県調剤協会、県医薬品卸売協会の4者で、原則として商品別の注文文の協力要請を依頼済みで医療機関へ通知を発生予定。	在庫等の調査は、卸売業者に対しては10月～3月、医療機関に対しては11月に実施済み。	県、県医師会、県調剤協会、県医薬品卸売協会の4者で、原則として商品別の注文文と文などないよう4者連名で医療機関へ通知を発生予定。	予防接種の時期については、10月～11月の接種をよびかけている。	全県的なワクチン不足が発生した場合には、速やかに国へ融通用ワクチンの供給を要請する。	医療機関の在庫調査結果等に基づき接種可能な医療機関等を周知することを検討する。		
富山県	・卸売販売業者におけるワクチンの在庫状況の把握 ・ワクチン不足時の国への融通要請	インフルエンザ総合対策等について	健康危機管理対策	管内の医療機関、市町村と ・住民からの相談対応	H11年度から「インフルエンザ対策協議会」を設置しており、関係者の中で運用(連絡会議)は、例年、実行シーズン前に開催	医師会、公的病院、卸売販売業者等に対しては、定期的に把握するよう依頼している。また、卸売業者に対しては、定期的に把握するよう依頼している。	卸売業者における在庫状況については、定期的に把握する。また、全ての医療機関を対象に在庫状況については、専任モニター医療機関を対象に調査予定。	医師会、公的病院、卸売販売業者等に対しては、定期的に把握するよう依頼している。また、卸売業者に対しては、定期的に把握するよう依頼している。	接種勧奨期間を12月末までとするよう、市町村へ通知。	・予防接種実施状況の把握に努め、不足の際は融通要請を行う。	ワクチンの融通を受けた場合等にあっては、医師会や医療機関、市町村等と協議の上、接種実施医療機関等の情報提供を行う		
石川県	県内のワクチン供給状況の把握、調査	予防接種法に基づく定期予防接種の実施体制の把握		・市町村の予防接種実施体制の把握と指導 ・管内医療機関の在庫状況等の把握 ・接種可能な医療機関等住民への情報提供	9月中旬に、インフルエンザワクチン対策協議会を開催する予定	国からの通知内容について、県医師会及び県医薬品卸売協会を通じて、医療機関及びワクチン卸売業者に周知する。	モニター医療機関及びワクチン卸売業者から定期的に報告を受けるとして、医療機関及びワクチン卸売業者に周知する。	国からの通知について、県医師会及び県医薬品卸売協会を通じて、医療機関及びワクチン卸売業者に周知する。	市町村担当課へ周知する。	全医療機関に在庫等調査を行い、県内融通及び国への融通要請を行う。			
福井県	県内で、不足が発生した場合、国との調整			各市町村、各接種所への依頼、指導 県内医療機関の在庫状況の把握および情報提供	管内医療機関の在庫状況の把握および県民等への情報提供	インフルエンザ対策協議会を開催予定(10月)	昨年の使用実績を考慮して受注するよう要請。	医療機関については、各接種所で調査。 卸売販売業者については、県庁で調査。	関係者に対し、協力を要請する。	各市町村へ依頼。	接種可能な医療機関について情報提供を行う。	各市町村や健康福祉センター(保健所)を介して情報提供する。	
山梨県	・国からの情報について関係機関への周知 ・ワクチンの在庫状況等の調査把握、集計、調査及び国への報告 ・ワクチン接種希望者への予約方法等の周知 ・緊急時期に接種希望する住民から接種可能な医療機関の周知があった場合、個別に情報提供を実施	・ワクチン接種の推進普及啓発 ・緊急時期に希望する住民から接種可能な医療機関の開業 ・ワクチン接種希望者への予約方法等の周知 ・緊急時期に接種希望する住民から接種可能な医療機関の開業があった場合、個別に情報提供を実施	医療機関との調整	・接種を希望する県民からの接種可能な医療機関の開業があった場合の対応 ・ワクチン不足情報を把握した際の報告 ・医療機関への協力依頼 ・相互集入の推進	連絡会議を開催し、安定供給体制についての協議を行うなど、関係機関との連携を密にし、必要に応じて必要が生じれば対応する。	前年度実績に基づき注文受付が過剰かつあると判断し、安定供給の確保を図る。また、必要に応じて必要が生じれば対応する。	本年度も県医師会等を通じて調査を行う予定。	前年度実績に基づき注文受付が過剰かつあると判断し、引き続き、必要に応じて注文を抑制するよう要請する。	予防接種対策協議会及び市町村担当課等と連携し、12月上旬までに接種希望者や市町村に対して予防接種の接種期間について協力要請・指導を実施する予定。	在庫状況に限りは優先された場合に、卸売業者を通じ納入調整や在庫融通を行うが、それでも供給不足が明らか場合は国に備蓄分の融通を要請する。	在庫調査結果を元に問い合わせに個別対応しているが、よりよい方法について医師会、医療機関とともに検討する予定である。		
長野県	ワクチンの安定供給に関する業務 県内在庫状況の把握(医療機関等、卸売業者) 県内患者発生状況の把握 医師会、医療機関を通じての県民への情報提供 関係機関、団体との連絡調整	インフルエンザ定期予防接種実施業務 ・県民発生状況の把握 ・県内予防接種実施医療機関の把握 ・県民への情報提供		管内医療機関等の在庫状況調査 管内患者発生状況の把握 住民への情報提供	インフルエンザワクチンの安定供給に係る打合せ会議(9月開催予定)を開催している。(インフルエンザワクチンの安定供給に係る打合せ会議にインフルエンザ対策協議会委員の輪席を待たせている。)	ワクチンを初回注文する際には、注文が前年の使用実績を上回らないよう、また、追加注文を行う際には、医療機関内のワクチンの消費状況を確認しながら、必要の注文を随時行うよう医師会、県医師会等を通じて医療機関及び卸売販売業者に文書で要請した。	インフルエンザの患者発生状況を把握しながら、医療機関及び卸売販売業者のワクチンの在庫状況について定期的に調査し、医師会、医療機関を通じて接種希望者に情報提供を行う。	商品と同等価格の改善について、その改善に努めることとし、商品を提供した注文及び在庫管理を行わないよう、会館において要請する。	インフルエンザの流行シーズンに間に合うよう、12月中旬までに接種終了するよう市町村に文書で要請する。(平成17年度)	定期的に県内の医療機関の在庫状況を確認し、医師会、医療機関と連携しながら接種希望者に情報提供をする。また、融通の要請があった場合には、医師会においてワクチンの品質の確保がなされていることを確認した上で積極的に融通に協力するよう医師会、医薬品卸売協会を通じて医療機関及び卸売販売業者に文書で要請した。	インターネットのホームページに情報を掲載する方法が適切であると判断しているが、具体的な周知方法について医師会、医療機関とともに検討する予定である。		
岐阜県	インフルエンザワクチン供給状況調査、インフルエンザワクチン供給状況調査等を市町村及び医療機関に対して調査を行う。	インフルエンザワクチン供給状況調査(医薬品卸売販売業者)を行う。		左記、市町村及び医療機関に対して調査を行う。	有(平成18年9月開催)	医薬品卸売販売業者に対して調査を実施する。	大手医療機関及び医薬品卸売業者に対して調査を実施する。	商品と同等とした注文及び在庫管理を行わないよう、会館において要請する。	12月中旬まで	接種希望者及び医薬品卸売協会の協力により県内融通する。なお、県内でまかなうことができない場合は、厚生労働省に依頼する。	市町村広域調整等により広域化する。		
静岡県	卸売販売業者における在庫量の把握(必要時) 県医師会卸売協会との連絡調整	インフルエンザワクチン供給対策の総合調整 ・インフルエンザワクチン対策協議会の開催 ・インフルエンザの予防及び予防接種に関すること ・在庫状況等の取りまとめに関すること		管内医療機関の在庫量の把握(必要時) 管内医療機関、県医師会、市町村との連絡調整	平成18年9月下旬開催予定(インフルエンザワクチン対策協議会)	国の通知を踏まえ、関係の接種を県医師会卸売協会、医療機関等へ行った。	必要に応じてインフルエンザワクチン供給状況の把握調査は全医療機関に報告を求め、卸売販売業者に対して、定期的に流通状況等の報告を求めるとする。	インフルエンザワクチン供給対策の観点から、国・県において引き続き関係機関に改善を要請する必要がある。	インフルエンザワクチン供給実施要綱に定める技術的助成として、12月中旬までに接種が受けられるよう計画を策定することが示されていることから、実施主体である市町村における地域事情を踏まえた判断を尊重する。				
愛知県	・卸売販売業者のワクチン在庫情報の把握 ・卸売販売業者に対するワクチン供給に関する情報収集、提供 ・不良ワクチンの流通防止	・予防接種法上の予防接種の市町村に対する指導 ・予防接種法上の接種対象者数の把握		輸送対策及び医薬品安全に関し	有	初回注文量を含む注文量が前年実績を上回らないよう関係者に通知した。	卸売販売業者については、定期的(週1回)に流通状況の報告を求めるとする。 医療機関についてはインフルエンザサーベイランス定点への在庫調査を随時行う予定。	関係者に対して商品と同等とした注文及び在庫管理を行わないよう通知した。また、状況によっては、接種可能な医療機関の公表を希望するよう市町村に対して依頼する。	接種を希望する者が12月中旬までに接種を受けられるよう計画し、かつ、体調不良等の場合については接種希望するよう市町村に対して依頼する。	接種可能な医療機関の把握に努め、情報提供する。			
三重県	総合企画、情報収集・提供、卸売販売業者団体との調整			住民に対する相談窓口、地域の情報収集、提供等	予防接種の対策等については「三重県公衆衛生推進委員会予防接種部会」があり、対策については検討しています。	昨年一歩不足もあったが、例年ほぼ適正な注文量であると思われるためは、対策については検討しています。	卸売販売業者の在庫等の調査は可能である。医療機関の在庫状況調査は必要に応じて電話等での調査を行う。	商品制度と分割納入によって医療機関が必要十分なワクチンを確保することが可能になると思われる。	できる限り流行の始まる12月中旬までに接種を行う必要があるが、世界的、全国的な流行状況により、接種期間後も接種が必要となることも想定されるので、接種を完全に12月中旬までとすることは望ましくない。	情報提供により地域、あるいは県内での調整を行う。調整の限界を超えた場合は国に依頼する。			
滋賀県	管内卸売業者の在庫調査 医療機関の在庫調査・調整			・接種可能な医療機関の情報提供	有(毎年11月に開催)	昨年度の使用実績を上回らないよう、医師会、病院協会を通じて各医療機関へ通知。	迅速に把握できる体制を整えている。また、卸売業者に供給状況を調査。	医療機関に対し、商品を提供した注文、在庫管理を行わないよう通知。	市町村に対し、12月中旬までに接種できるように通知。	県内の患者等が発生しないよう、12月1日を目途に、未納品の予約取り消し等の措置について配慮するよう通知。県内で購入しなくなった場合には融通用のワクチンの融通を図る。	市町村に対し、周知を依頼する。		
京都府	国、府機関、京都市及び関係団体との連絡調整	ワクチンの接種に関する関係団体等との連絡調整		管内の医療機関、医薬品卸売業者との連絡調整及び情報提供	有(京都府インフルエンザワクチン対策協議会)が必要に応じて随時開催する。	京都府医薬品卸売協会を通じて、状況把握する。	国を	改善が必要と考える。現状は、京都府インフルエンザワクチン等供給調整委員会等を通じて、各医療機関に対し商品と同等としたワクチンの確保を行わないよう要請している。	12月中旬までの間に接種期間満了を設ける方向で、各市町村、医師会等関係諸団体との調整を進める。	京都府医薬品卸売協会を通じて、府内での過不足を解消するため相互の協力を得て不足状況の解消を行う。			

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			接種所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方					その他 新たな対応について
	業務	感染症対策	医療			医療機関等の注文書について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品および廃棄物の改善について	高齢者等の予約接種対象者に対する接種勧奨期間について	ワクチン不足の場合の対応について	
大阪	医薬品卸売業者に対し、 ・医療機関等への分割納入など適正化についての協力依頼 ・予約や在庫の状況等について、必要に応じ報告の協力依頼	・インフルエンザワクチンの供給体制にかかわる稼働 ・医療機関のモニタリング調査による在庫状況の把握		有(「大阪府インフルエンザ対策推進委員会」を13年より設置)	昨年引き続き、医師会等に適切な発注を行わないよう、協力を求める。	医療機関等が10,000以上あり、医療機関全体の把握は事実上困難な中で、抽出した医療機関で在庫調査を実施する。卸売販売業者の在庫は、卸売販売業者との連携の下、状況把握に努める。	他の医薬品と同様に在庫不足の返品不可とする。早期に返品不可となるよう函に対して要請する。	インフルエンザ予防接種実施要綱の主旨に沿った事業を行うよう、各市町村に依頼する。	接種可能な医療機関の情報をホームページ等で提供する。	接種可能な医療機関の情報をホームページ等で提供する。	「多量にワクチンを返品した医療機関の公表」や「融通用ワクチンの配布方法」について、さらに検討する。
兵庫		接種、対策に関すること。	管内の各市、医師会及び医療機関との連絡・調整に関すること。	有(「兵庫インフルエンザ対策推進委員会」を13年より設置)	医療機関の全注文書が、前年の使用実績を上回らないように配慮すること。医師会及び卸売販売業者に対して、文書等で要請する。また、前年に取引実績のない医療機関等からの新規注文については、全体の注文書の状況を踏まえて調査し、新規開業の医療機関等が不利にならないよう配慮すること。卸売販売業者に対して、文書等で要請する。	シーズン中、定期的に又は必要に応じて、医師会及び卸売販売業者の在庫情報等を定期的に把握することができるよう、上記の供給推進委員会(委員会)において、予め体制整備等の調整を図ることとする。	医療機関及び卸売販売業者に対して、改善を促すよう文書等で要請する。また、医師会に対して、在庫不足等の理由により、その期間内に接種を行えない場合のあることにも配慮することとする。	市町村に対して、12月中旬までの間に接種を設定するよう文書等で依頼する。ただし、接種希望者が接種できない理由により、その期間内に接種を行えない場合のあることにも配慮することとする。	ワクチンが不足した場合の対応策として、上記の供給推進委員会(委員会)に基づき、予の調整を図ることとする。	左記の供給推進委員会(委員会)において、住民への適切な周知方法について検討することとする。	
奈良	卸売販売業者への調査、指導	高齢者インフルエンザ予防接種に関する市町村の接種開始、準備及び接種医療機関名の情報収集		有	昨年同様、各医療機関からの注文書は前年度実績をうまわらないこととする。	国の依頼により卸売販売業者の供給状況調査は可能であり、各医療機関への調査については、昨年度同様医師会の協働により実施する。	平成17年度においても返品があり、卸売販売業者への指導だけでは限界がある。	国からの情報を市町村に提供することとする。	卸売販売業者に対する在庫等の確認、並びに品質を確保した上での再販等の依頼を行う。		
和歌山	流通段階及び医療機関でのワクチン在庫状況の把握及び必要に応じた融通調査、医療機関での対応方針の決定及び協力依頼、県インフルエンザ対策委員会の開催	インフルエンザ流行情報の提出、手続調整情報の公表、高齢者予防接種者の啓発	インフルエンザ接種窓口の設置、予約接種可能医療機関に関する問い合わせ応答	有(平成18年10月頃予定)	医療機関、卸売販売業者、医師会に対し、初回注文量が前年度実績を越えないように依頼。また、医療機関からの初回注文量が、前年使用量を越えないよう調整するよう依頼している。	卸売販売業者について、調書開始、今後、医療機関等にも実施予定	返品しないよう協力をお願いしている。	県から接種勧奨期間の考え方について示していないが、12月末までの接種期間が17市町村、1月末までの接種期間が13市町村予定している。	接種可能な医療機関の情報提供、卸売販売業者における再販を含む融通流通の依頼を予定。なお、県内でできない場合は、厚生労働省に依頼する。	住民、医療機関からの問い合わせに対して、保健所単位で回答するよう調整予定	
鳥取	対策委員会を運営し、ワクチン供給体制の全体的な調整、情報収集・提供を行う。	インフルエンザの総合対策、情報収集・提供を行う。	管内医療機関における情報収集及び県民への情報提供を行う。	有	調整のないよう、適正な注文量とする。	定期的に、全医療機関、卸売販売業者から在庫等報告を求め、医師会、卸売販売業者と申し合わせされている。	県が接種勧奨期間の考え方について示していないが、12月末までの接種期間が17市町村、1月末までの接種期間が13市町村予定している。	接種可能な医療機関について、定期調査により把握し、県民からの問い合わせに保健所等で対応できるようにする。 ・県民からワクチンの融通を受ける場合、ワクチンを希望する全医療機関に公平に配分できるように、配分先、配分本数を対策委員会が決定する。 ①インフルエンザ対策委員会を開催する。 ②医療機関及び卸売販売業者に対し、ワクチンを融通しようとする旨について依頼する。	県ホームページ、広報等で周知。 住民の問い合わせに対し、接種可能な医療機関を案内する。		
島根	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・供給所が実施した在庫調査の集計及び情報提供の実施 ・市町村での予約接種法に基づく接種状況の把握 ・卸売業者との在庫調査の実施		・医療機関での在庫調査の実施 ・住民からのワクチンに関する問い合わせへの対応	平成18年9月中旬に設置予定	各保健所による調査を実施	①医療機関に対しては保健所を通じての調査を実施 ②卸売販売業者については、担当課による調査を実施	医療機関等に別注文書により通知することとする。	市町村に対し文書により依頼することとする。	住民の問い合わせに対し、接種可能な医療機関を案内する。		
岡山	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・ワクチン供給の情報収集(在庫調査を含む)の情報提供 ・ワクチン不足時の調整	インフルエンザ対策委員会の開催 ・ワクチン接種希望者への情報提供 ・インフルエンザに関する情報収集・情報提供	・ワクチン接種希望者への情報提供 ・インフルエンザに関する情報収集・情報提供	有(平成18年9月頃予定)	公文書により関係団体に対して医療機関等の初回注文量が前年の使用実績を上回らないよう協力をお願いしている。	在庫量の把握等は責任が大きいので、必要最小限で実施(補填決定)することと考えている。	公文書により関係団体に対して連絡を行わないよう協力をお願いしている。	公文書により市町村に対して高齢者等の予約接種法対象者に対する接種勧奨期間について、12月中旬までの間に接種を設定するよう依頼している。	地域における融通については地味接種所を中心として調整していただく。また、都道府県間の融通等については医師会、県医師会との協力をお願いしたいことから医薬安全課が中心になって調整していくことと考えている。	ホームページ等による周知(予約接種法関係)。ただし、在庫確保は医療機関が行ってほしいので、特に周知は行わない。	
広島	・インフルエンザワクチン重要調整会議の開催 ・インフルエンザワクチンの在庫調査、調整及び情報提供 ・インフルエンザワクチン不足時の国との連絡及び調整	インフルエンザ総合対策	・管内医療機関における情報収集 ・市民手への情報提供	有(インフルエンザ対策推進委員会設置「16.9.2」以下「連絡先」という)	シーズン前に連絡会議を開催し、前年納入実績を基にワクチンの適正な供給を確保する等が実現しないよう、医師会、県医師会等と連携を図り、関係者に対して周知徹底を図る。	シーズン中、月2回二次医療機関の在庫調査を実施し、医師会等と連携を図り、関係者に対して周知徹底を図る。	分別納入を推進することにより、重たい在庫を抱えること、関係者に対して注文や在庫管理を厳格化し、関係者等からの問い合わせに迅速に対応すること、このため県民に対して早期の情報及び接種予約の取り消し等周知することとしている。	重たい在庫を抱えること、関係者に対して注文や在庫管理を厳格化し、関係者等からの問い合わせに迅速に対応すること、このため県民に対して早期の情報及び接種予約の取り消し等周知することとしている。	在庫調査等を基にワクチンの融通を高めると共に、医療機関及び卸売販売業者と対応した緊急在庫調査を実施し、その情報を医療機関、卸売販売業者、各市町村等共有の上、県民に対して情報提供を行う。なお、対応困難となった場合は厚生労働省と協議の上、融通用に確保されているワクチンの供給等を要請している。	地区医師会及び医療機関の協力を受け、県医師会、各市町村及び各保健所等が住民に対して周知を行う予定である。	
山口	・医薬品の安定供給に関すること ・卸売販売業者のワクチンの在庫調査、調整 ・ワクチン不足時の医療機関の在庫調査、調整の依頼	・結核、エイズその他の感染症に関すること ・予約接種に関すること ・予約接種法におけるインフルエンザワクチン接種勧奨	・上記に対する県民への相談窓口 ・予約接種の実施に対する市町村への指導 ・ワクチン不足時の接種可能医療機関の情報提供	有	平成17年度実績 約30万本 平成18年度の供給予定 25.9万本以上 8月24日現在の予約 約23.6万本 8月24日現在の注文量は23.6万本で、供給量が重要を上回っている。今後増加が見込まれる。	平成17年度山口県医師会、卸売販売業者等と連携し、初回注文は前年実績を上回らないよう、また、返品も生じた。卸売販売業者の在庫量はシーズン中2度程度調整する。医療機関の在庫量はワクチン供給に不足が予想されるような場合、医療機関においても個別に調査する。	山口県医師会、各市町村長等の周知に対し、初回注文は前年実績を上回らないよう、また、返品も生じた。卸売販売業者の在庫量はシーズン中2度程度調整する。医療機関の在庫量はワクチン供給に不足が予想されるような場合、医療機関においても個別に調査する。	各市町村長に対し、接種勧奨期間を12月中旬までの間に定め、広範な接種を勧奨するよう文書で依頼した。(平成18年7月7日済)	昨年同様、山口県医師会、卸売販売業者を通じて在庫状況を把握し、製品の再流通を図る。		
徳島	①県内卸売販売業者におけるワクチン在庫、納品(見込み)量等把握 ②ワクチン不足時の国との連絡調整	県内医療機関におけるワクチン在庫、需用見込み等把握及び融通依頼	管内医療機関におけるワクチン在庫、需用見込み等把握及び融通依頼(定期的な予約接種に必要なワクチン量の把握等を含む)	設置の方向で検討中	今シーズンの注文書については、昨シーズンにおける使用実績の量を確認して注文していただくなど、関係者の間で調整を図る予定。	本県としては、昨シーズンと同様に全医療機関の協力を得て卸売販売業者が随時在庫不足を調整する中で、県内の過不足把握を把握して(分年度)検討中。(医師会等からの過不足情報は医療機関及び保健所が市町村の協力を得て各医療機関から収集、卸売業者の情報については、業務課が収集)。 なお、医療機関を全数調査する場合は、昨シーズンの経験から、1週間以上は必要である。 また、3日間の集約をするのであれば、地域の状況を踏まえて一定数の医療機関とすべての卸売販売業者に協力を得る必要がある。(個別又は地域別の注文、納入情報の集約)	高齢者として定着しており改善は困難であると思われるが、関係団体に対し医師会等を通じて、返品を依頼した注文を消滅させる等の取組に努めていただくよう協力要請することである。	昨シーズンと同様に年内接種を始めるべく、本県での流行ピークや体調不良等の理由で接種できなかった方々の接種機会を考慮し、市町村に対しては、「1月中旬」までを定例とするよう要請することとする。	・11月上旬、12月上旬の定期(予定)及び県内における不足の期間が多くなった場合は、医療機関、卸売販売業者との連携を強化し、迅速に過不足状況を調整するとともに、融通について依頼する。 ・別途、医師会等の協力を得て、各医療機関に対して融通を呼びかける。 ・県内で調整不可の場合は、国に融通を要請する。 ・年末時点で医療機関における消費見込みを把握し、可能な限り早期の返品を促す。1月接種用として融通を図る。 ・1月末までに回収、新たな需要に対応できるよう関係者に協力を求める。	県及び保健所ホームページにて周知する予定。	
香川	インフルエンザ予防接種医療機関の把握、医師会、卸売業者等との対策会議、インフルエンザ流行予測の還元		予約発売	有	注文量が前年の使用実績を上回らないように医師会を通じて、周知する	定期的に在庫量の調査を行う。	返品を前提とした注文を行わないようインフルエンザ対策推進委員会を通じて周知する。	各市町村に早期接種を依頼することとする。	医療機関の在庫調査や緊急のインフルエンザ対策推進委員会を開催し、対策を協議することとしている。	県のホームページや市町村の広報誌により周知を行う。	
愛媛	インフルエンザワクチン供給体制の総合調整	高齢者等の予約接種に関すること。	担当課、市町村等との連絡調整及び協力	有	医療機関、卸売販売業者に初回注文量が前年の使用実績を上回らないよう要請する。	定期在庫調査を実施する。(10月2月)医師会が調査したものを県が集計し、関係者へ情報提供する。	大量の返品が生じた場合、注文書に記入する必要がある。	12月中旬までに接種を終えるよう周知等を行う。通知等は随時、県が流行時期に合うよう計画を策定する各市町村に助言している。	不足数量等の連絡を医療機関から医師会を通じて受け、在庫状況の緊急調査を実施し、県内で融通を図ることとする。	定期接種については法令により市町村が接種場所を公告することとなり、広報、個別通知等を行うよう市町村に助言している。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			接種所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方						その他 新たな対応について
	業務	感染症対策	医療			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種勧奨時期について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
高知	ワクチンの適正流通指導、監視	インフルエンザに関する情報収集及び医療業務課に対する情報提供	住民に対する医療機関等の情報提供	有 (供給体制については、他の県において協力依頼済み。また、本県でワクチンの流通が滞ることがなかった)	適期を過ぎないよう医療機関へ通知を実施	実施予定	国からの通知内容について関係機関へ周知予定	平成18年10月1日～同年12月31日まで	期間の融通	接種所を通じて周知		
福岡	・卸売一級販売業者におけるワクチン販売実績、在庫本数の把握 ・融通に係るワクチン適正販売の指導	・インフルエンザ接種実施医療機関の把握 ・上記医療機関におけるワクチン保有数の把握	・インフルエンザ接種実施医療機関の把握及びワクチン保有数の把握	有 (インフルエンザワクチン対策会議(第1回-9月開催予定))	本年度の予約状況について調査予定。	・卸売一級販売業者における販売数量・在庫状況を定期的(月1回)に調査 ・医療機関で保有するワクチン量について、必要に応じて随時調査を行う。	・昨年度実績との比較で予約数量が著しく増加している医療機関については、注文量の調整を要請する。 ・医師会等を通じて、返品を行う医療機関については公表することが有り得る旨、説明する。	・インフルエンザ予防接種実施要領(平成17年6月18日健発第0816002号各都道府県知事・政令市長・特別区長あて厚生労働省健康局長通知)に基づき、市町村へ12月中旬までの接種勧奨を通知(7月11日発行済)	・ワクチンを保有する医療機関を把握し、接種希望者等(接種所)を通じて紹介する。 ・ワクチンを保有する医療機関に対して、融通を依頼する。	・接種所を通じて周知 ・接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について		
佐賀	・卸売販売業者を通じての状況確認と指導 ・融通調整(不足時)	・医療機関等の状況確認と指導 ・接種可能な医療機関等の住民への情報提供(不足時)	・医療機関等の状況確認と指導 ・接種可能な医療機関等の住民への情報提供(不足時)	有	医師会を通じて前年の使用実績を上回らないよう要請を行う。また、卸売販売業者を通じて注文量の調査を定期的に行う。	卸売販売業者の調査は定期的に、医療機関の調査は不慣れな手続が必要に応じて実施する。	医師会及び卸売販売業者へ要請を行う。	一昨年度から12月を限度とするよう市町村へ要請しており、今年度も、全市町村12月を限度としていたで考えている。	医療機関等の状況確認を行い、接種可能な医療機関等を住民へ情報提供する予定。	県のHPや市町による広報等の他、必要に応じて各種広報媒体(テレビ、ラジオ等)による周知を考えている。		
長崎	医薬品卸業者等のワクチン適正供給の指導調整	・市町村に対する予防接種の指導調整 ・医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・住民に対するワクチン使用の情報提供	・管内市町村に対する予防接種の指導調整 ・管内医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・地域住民に対するワクチン使用の情報提供 ・管内医薬品卸業者等のワクチン適正供給の指導調整	有	前年度の注文量を上回らないよう、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	医師会、卸売販売業者への在庫等の調査に協力するように依頼している。	返品という商慣習の改善について商習慣が改善されるように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	関係法令及び実施要領によることとされている。特に期限は定めていない。	地域間の融通がつかず、県内でワクチンが不足した場合には、厚生労働省へ報告を行う。	各市町村の判断、及び対応に委ねる。		
熊本	医薬品卸業者及び卸売販売業者の在庫把握及び供給調整の要請、医師会等への情報提供	医療機関の在庫把握、需要調整の要請及び情報提供	管内医療機関及び市町村の連絡調整、相談窓口	有 (インフルエンザ対策会議を10月上旬に開催予定)	初回注文量が前年度の使用実績を上回らないよう協力要請する。	シーズン前及びシーズン中に調査を実施する	医師会及び卸売販売業者に対し、初回注文量の抑制や分割納入により返品が生じないよう要請する。	市町村に対し、定期接種の対象者に対し、11月末をめどに接種することを勧奨するよう指導する。	医療機関等における在庫状況を把握し、接種希望者からの問い合わせに対し、接種可能な医療機関を紹介する。			
大分	医薬品卸業者及び医療機関の在庫調査	接種可能な医療機関が限定される場合の住民への周知及び予防接種場に基づき接種期間の設定指導	接種可能な医療機関が限定される場合の住民への周知	有	関係者に対して、平成18年6月30日付付厚生労働省三課長名通知を周知した。	シーズン中の適当な時期に調査を実施する。	関係者に対して、平成18年6月30日付付厚生労働省三課長名通知を周知した。	平成18年12月末	管内の在庫調査に基づき地域間等で融通する。	接種所から周知を図る。		
宮崎	医薬品卸売一級販売業者への指導及び在庫調査	予防接種場に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請。 インフルエンザ接種実施医療機関への指導及び在庫調査。	医療機関に対する情報提供。 管内の医療機関、県民からの相談窓口	有 (インフルエンザワクチン対策連絡会議を開催する(10月下旬から10月上旬))	医療機関からの予約が前年度使用実績を上回らないよう協力を求める。また、医薬品卸業者に対し、分割納入の態様を依頼する。	卸売一級販売業者への在庫調査を10月から2月まで定期的に実施する。医療機関については、11月15日現在のワクチン在庫量を調査する。その後シーズン中に不足状況が確認された場合随時的に再調査を行う。	医師会を通じて、返品を調整して注文及び在庫管理を行わないよう要請する。	高齢者に対象とした定期予防接種の実施主体である市町村に対し、インフルエンザの流行シーズンに間に合うように、12月中旬までに予防接種が行われるよう計画策定を依頼した。	地域で不足する場合には、医療機関の在庫情報をもとに、県は余剰のある医療機関へ融通要請を行い、卸売業者これに協力する。また、県全体で不足する場合には、在庫情報を調査し国に放出を依頼する。	県医師会、宮崎市保健所、県保健所に相談窓口を設置し、接種可能な医療機関の案内を行う。		
鹿児島	管内のワクチン在庫調査、県医師会・県卸業協同組合との連絡調整等に関すること等		各地域医師会、卸売業者との連絡調整に関すること等	有 (本県では、これまでも既存の県予防接種対策協議会の中で、インフルエンザワクチンの供給調整等について協議してきた経緯があり、今後も引き続き同協議会を活用して協議することとしている。)	県医師会、県医薬品卸業協同組合を通じて、過剰な注文とならないよう依頼した。	卸売販売業者については、在庫量、供給数量等を調査し、ワクチンの流通状況を確認することとしているが、医療機関については、ワクチンが不足する事態が生じた場合に県医師会と協働のうえ検討することとしている。	県医師会、県医薬品卸業協同組合を通じて、改善に努めるよう依頼した。	12月末までに設定してもらうよう各市町村に依頼した。	医療機関でのワクチンの融通及びワクチン接種可能な医療機関の紹介等を行う県医師会側を依頼する。必要に応じて県医師会を通じて在庫調査等を実施し、県内のワクチンの流通状況を把握する。県内で融通ができない場合は卸売業者在庫ワクチンの供給を要請する。	県医師会及び県医師会のホームページを通じて周知検討中		
沖縄	医薬品卸業者の調査、指導を担当	市町村への早期接種を要請	地区医師会に属さない医療機関の調査	有	医師会及び医薬品卸売業者を交えた、各会において適正数量等を検討する。	調査実施していきたい。	左記会合においてコンセンサスを導き、改善を図ることが必要であろう。	高齢者に対する定期予防接種については、市町村が実施している。地元の市町村が毎年冬の流行に備え、10月から翌2月頃までを接種期間とし接種勧奨しており問題はないものと考ええる。	都道府県段階では、医療機関、卸売業者側それぞれの適期に期待したいところだが、これだけでは対応できないことが予想される。製造メーカーの生産体制を強化することが効果的な方策だ。	県のホームページや市町の広報誌により周知を行う。報道機関を利用して周知を図る。		